

議案第 5 0 号

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するに
ついて

宇治市国民健康保険条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和 6 年 9 月 1 8 日提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第 号

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例

宇治市国民健康保険条例（昭和36年宇治市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に、「、6カ月」を「、6箇月（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年）」に改め、同項第4号中「前各号」を「前3号」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「添付して」を「添えて」に、「提出しなければ」を「申請しなければ」に改める。

第29条中「第9項」を「第5項」に、「、若しくは」を「、又は」に改め、「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第27条の規定は、令和6年度分の国民健康保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の年度分の国民健康保険料について適用し、令和6年度分のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の国民健康保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

国民健康保険法の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものであります。